

日 常 点 検 基 準

平成30年10月1日 制定

平成30年10月1日 実施

住 所

〒104-0054 東京都中央区勝どき3-10-10

有限会社 **ベルウッド**

事業者名

代表取締役 **鈴木光武**

(目的)

第1条 この基準は、道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するために定めるものである。

(点検実施時期)

第2条 日常点検は、一日一回以上、自動車の運行開始前、その他運転者の交代など、必要と認められる場合に必ず実施する。又、整備管理者が特に必要と認めた場合には適宜整備管理者、整備管理補助者の指示により実施する。

(点検の実務者)

第3条 日常点検は、乗務する運転者、及び必要な場合は交代乗務する運転者が実施する。但し、業務上やむを得ない事情がある場合は、運転者以外の者であっても当該自動車、及び整備管理の知識を持つ者が当該日常点検を実施することを妨げない。

(実施場所)

第4条 日常点検は、当社車庫内の所定の位置において実施するものとする。但し、運行管理上車庫以外の始発拠点の位置において実施する場合は、整備管理者の指示によること。

(点検表の使用及び報告)

第5条 日常点検は、日常点検表を使用して実施し、点検結果を日常点検表に記入・押印の上、整備管理者又は補助者に報告し、運行の可否について指示を受けなければ運行することができない。

(点検の実施確認)

第6条 整備管理者は、運転者、又は日常点検実施者より提出された日常点検表により、点検の実施を確認し、当該自動車の運行可否の決定を行い、日常点検表に押印・所定事項記入をもって、当該自動車の運転者及び運行管理者に連絡するものとする。車庫以外の始発拠点で日常点検を実施した場合は、電話等の報告により実施を確認し、同様に連絡するものとする。

(点検結果の処置)

第7条 整備管理者は、点検の結果、不良箇所がある場合は次により処置するものとする。

1. 直ちに整備の指示を行うこと。
2. 自動車の状態により運行に支障のないと判断されるときは、業務等の状況を考慮し、運行管理者の意見を聞いた上で制限運行を許可すること。
3. 整備をする場合は、臨時整備として取り扱い、整備の指示及び処置については、点検表に記入すること。

(点検基準)

第8条 点検の基準は、別表1によるものとする。

(点検実施箇所、内容、判定基準)

第9条 点検の実施方法については、別表2によるものとする。

(運転者に対する指導監督)

第10条 運転者に対する日常点検に関する教育は以下のとおり行う。

1. 初任運転者に対しては、初任運転者教育の中で実施し、その記録を残す。
2. 乗務する自動車の種類が変わり、日常点検の実施方法が変わる場合は、都度教育を行う。

(定期的な指導)

第11条 整備管理者は運転者に対し、定期的に日常点検の実施について指導を行う。

本基準は平成 年 月 日より実施する。

(別表1) 日常点検の実施基準

点 検 箇 所	点 検 内 容
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合のブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷がないこと。 3. 異常な磨耗がないこと。 4. 溝の深さが十分であること。(※1) 5. ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。(※2)
3. バッテリー	1. 液量が適当であること。(※1)
4. 原動機	1. 冷却水の量が適当であること。 2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ損傷がないこと。 3. エンジン・オイルの量が適当であること。 4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと。 5. 低速及び加速の状態が適当であること。 上記すべて(※1)
5. 灯火装置及び方向指示器	1. 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。
6. ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1. ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ噴射状態が不良でないこと。(※1) 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。(※1)
7. エア・タンク	1. エア・タンクに凝水がないこと。
8. 運行において異常が認められた箇所	1. 当該箇所に異常がないこと。

(※1)は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(※2)は、車両総重量8^t以上の自動車に限る。

(別表2) 日常点検の実施方法

点 検 箇 所	点 検 項 目	点 検 の 実 施 方 法
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	1. 前日又は前回の運行中に異常を認めた箇所について、運行の支障がないかを点検する。
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	1. エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間や踏みごたえが適当であるか。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれ。)
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキレバー)	1. パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないか。
	原動機(エンジン)	1. エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するか点検する。また、エンジン始動時及びアイドル状態で、異音がないか。 2.

		低速、加速の状態 ※	<ol style="list-style-type: none"> 1. エンジンを暖気させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くか。 2. エンジンを除々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するか。
	ウインド・ウォッシャー	※噴射状態	<ol style="list-style-type: none"> 1. ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当か。
	ワイパー	※拭き取りの状態	<ol style="list-style-type: none"> 1. ワイパーを作動させ、低速及び高速の各動作が不良でないか。 2. きれいに拭き取れるか。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	<ol style="list-style-type: none"> 1. エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないか。 2. 空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるか。
	◎ブレーキ・バルブ	排気音	<ol style="list-style-type: none"> 1. ブレーキ・ペダルを踏んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるか。
エンジンルームでの点検	ウインド・ウォッシャー・タンク	※液量	<ol style="list-style-type: none"> 1. ウォッシャー液の液量が量が適当か
	ブレーキのリザーブ・タンク	※液量	<ol style="list-style-type: none"> 1. リザーブ・タンク内の液量が規定の範囲 (MAX~MIN など) にあるか。
	バッテリー	※液量	<ol style="list-style-type: none"> 1. バッテリー各槽の液量が規定の範囲 (UPPER~LOWER など) にあるか。
	ラジエーターなどの冷却装置	※水量	<ol style="list-style-type: none"> 1. リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲 (MAX~MIN など) にあるか。
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	<ol style="list-style-type: none"> 1. エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲にあるか。
	ファン・ベルト	※張り具合、損傷	<ol style="list-style-type: none"> 1. ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるか。 2. ベルトに損傷がないか。
車の周りから点検	灯火装置、方向指示器	点灯、点滅具合、汚れ、損傷	<ol style="list-style-type: none"> 1. エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないか。 2. レンズなどに汚れや損傷はないか。
	タイヤ	空気圧	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないか。 2. 扁平チューブレスタイヤなどのたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速運転を行う場合には、タイヤゲージを利用する。
		亀裂、損傷	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないか。 2. タイヤの全周にわたり、釘、石、その他異物が刺さったり、かみ込んでいないか。
		異常な磨耗 ※溝の深さ	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイヤの接地面が異常に磨耗していないか。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 溝の深さに不足がないか。 (スリップ・サインなどにより点検)
	ディスク・ホイール	取り付け状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目視、および点検ハンマーを使用して次の点検する。 <ul style="list-style-type: none"> □ ホイール・ナットの緩みや脱落、ホイール・ボルトの折損はないか。 □ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 □ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さの不揃いはないか。

◎エア・タンク	タンク内の凝水		1. ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないか。
◎ブレーキ・ペダル	※(踏みしろ、ブレーキのきき)		1. エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について次の点検。 2. ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシネックス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタによりすき間を点検。 3. フル・エアブレーキが装着されている自動車は、規定の空気圧の状態補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検。

※の点検項目は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行う。

◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている自動車に限る。

③の「ディスク・ホイールの取り付け状況」は、車両総重量8トン以上に限る。